

○ 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）

改正後	改正前
<p>(出張検定等の旅費等)  <b>第五条</b> 「略」</p> <p>2 研究所又は指定検定機関は、自動はかりの検定を受ける者に  <u>対し、検定に使用する実材料及び疑似材料の準備及び使用後の          処理、並びに管理はかり及び試験荷重の搬送に使用する機器の          提供を求めることができる。</u></p> <p>(指定検定機関の試験の申請等)  <b>第三十一条</b> 「略」</p> <p>2 <b>第三十条第二項の規定は、法第七十八条第二項（法第八十一          条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の          規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図          その他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、          型式の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変          更を加えて法第七十八条第一項の試験を受ける場合にあつては          、第三十条第二項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関          が指定するものを申請書に添えるものとする。</b></p> <p>3 「略」</p> <p>(検定等及び型式の承認をすべき期限)  <b>第七十一条</b> 「略」</p> <p>2 <b>前項第一号ハ（2）、第二号ロ及び第四号の規定にかかわら          ず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のも          のに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技</b></p>	<p>(出張検定等の旅費等)  <b>第五条</b> 「略」          【新設】</p> <p>2 研究所又は指定検定機関は、自動はかりの検定を受ける者に          対し、検定に使用する実材料及び疑似材料の準備及び使用後の          処理、並びに管理はかり及び試験荷重の搬送に使用する機器の          提供を求めることができる。</p> <p>(指定検定機関の試験の申請等)  <b>第三十一条</b> 「略」</p> <p>2 <b>前条第二項の規定は、法第七十八条第二項（法第八十一条第          二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の          規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図その          他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、型式          の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変更を          加えて法第七十八条第一項の試験を受ける場合にあつては、前          条第二項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関が指定す          るものを申請書に添えるものとする。</b></p> <p>3 「略」</p> <p>(検定等及び型式の承認をすべき期限)  <b>第七十一条</b> 「略」</p> <p>2 <b>前項第一号ハ（3）、第二号ロ及び第四号の規定にかかわら          ず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のも          のに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技</b></p>

術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、六月を超えない期間とすることができる。

3 [略]

(表記)

第百八十八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 [略]

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格B七六〇七(二〇一八) 附属書

(性能)

第百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 [略]

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格B七六〇七(二〇一八) 附属書

(検定公差)

第百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 [略]

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格B七六〇七(二〇一八) 附属書

(構造検定の方法)

第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に

術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、六月を超えない期間とすることができる。

3 [略]

(表記)

第百八十八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 [略]

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格B七六〇七(二〇一八) 附属書 [新設]

(性能)

第百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 [略]

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格B七六〇七(二〇一八) 附属書 [新設]

(検定公差)

第百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 [略]

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格B七六〇七(二〇一八) 附属書 [新設]

(構造検定の方法)

第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に

掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)  
附属書

(器差検定の方法)

第二百四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)  
附属書

(性能に係る技術上の基準)

第二十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)  
附属書

(使用公差)

第十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)  
附属書

(性能に関する検査の方法)

第二百十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次

掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(器差検定の方法)

第二百四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(性能に係る技術上の基準)

第二十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(使用公差)

第十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(性能に関する検査の方法)

第二百十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次

の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)  
附属書

(器差検査の方法)

第二百十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)  
附属書

の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(器差検査の方法)

第二百十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後	<p>附則 （検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証）</p> <p>第二条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。）</p> <p>（附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（法第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されているものを除く。）であつて検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあつては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。</p> <p>2 「略」</p>
改正前	<p>附則 （検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証）</p> <p>第二条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。）</p> <p>（附則別表の第一欄に掲げる特定計量器であつて検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあつては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。</p> <p>2 「略」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。